教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成25年11月5日(火)

開会 13時30分

閉会 15時13分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、前田光久委員、丹保健一委員、柏木康惠委員、 山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 真伏利典、次長(教職員・施設担当)信田信行

次長(学習支援担当)白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当)野村浩

次長(研修担当)西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之

予算経理課長 課長 三井清輝、課長補佐兼班長 柏屋典生、班長 柘植広光 主幹 前川幸則

教職員課長 課長 梅村和弘、班長 吉田淳、主幹 奥出博之、主事 長谷川智章 福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 堀内英樹

社会教育・文化財保護課 課長 田中彰二、主査兼社会教育主事 奥村隆志 環境生活部文化振興課 課長 明石典男、班長 髙野吉雄

5 議案件名及び採択の結果

件 名 審議結果 議案第30号 平成25年度三重県一般会計補正予算(第6号) 原案可決 について 議案第31号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命に 原案可決 ついて 議案第32号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する 原案可決 条例案 議案第33号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正 原案可決 する条例案 議案第34号 三重県立美術館条例及び斎宮歴史博物館条例の一部 原案可決

を改正する条例案

6 報告題件名

件 名

報告 1 公立高等学校授業料無償制の見直しについて

報告 2 平成 2 6 年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項(平成25年10月21日開催)の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

丹保委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第30号、議案第32号、議案第33号及び議案第34号は県議会報告前のため、 議案第31号は人事管理に関する案件のため、報告2は採用選考試験要項の発表前である ため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告1の報告を受けた後、非公開の議案第30号から議案第3 4号を審議し、最後に非公開の報告2の報告を受ける順番とすることを承認する。

・審議事項

報告1 公立高等学校授業料無償制の見直しについて (公開)

(三井予算経理課長説明)

報告1 公立高等学校授業料無償制の見直しについて

公立高等学校授業料無償制の見直しについて、別紙のとおり報告する。平成25年 11月5日提出 三重県教育委員会事務局 予算経理課長。

1ページをご覧ください。説明に入る前に、昨年の自民・公明の政権発足以来、公立 高等学校授業料無償制の見直しについては、実施の時期、所得制限の基準額などいろい る情報が錯綜しておりました。見直し法案が10月18日に閣議決定されまして、国会 に提出され、現在、衆議院で審議中でございます。

それでは、1の「概要」をご覧ください。平成25年10月18日、公立高等学校授業料無償制への所得制限の導入を内容とする「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案」、施行平成26年4月1日、が閣議決定されました。そして、現在、10月15日から12月6日の53日間の国会に提出され審議中でございます。

また、文部科学省では、所得制限によって捻出された財源をもとにした低所得者支援策及び公私間格差是正策の実施が検討されています。

これらの制度見直しは、平成26年4月から施行される可能性が高まっていることから、これは現在、審議中ですので、こういう書きぶりにしております。国の動向を注視し、県として必要な措置を講ずる必要があります。

2の「目的」としまして、公立高等学校授業料無償制に所得制限を導入し、捻出された財源を活用して、実質的な教育の機会均等を図るというものです。

3の「内容」、これは見込みです。(1)公立高等学校授業料無償制への所得制限の導入、「ア 公立高等学校に在籍する生徒からの授業料の徴収(制度改正初年度の徴収対象は新入生のみ)」でございます。これについてですが、平成22年度から、法律により公立の高等学校の授業料は無償になっております。当時、県の高等学校条例でも授業料は不徴収とするものと改正しております。ということで、現在、生徒や保護者は授業料を支払う必要がございません。しかし、今回の法律の改正では、この公立高等学校授業料の無償制の部分が廃止されます。この制度は来年度からの導入で、現在の高1、高2生は授業料の無償を前提に入ってきておりますので、授業料が有償になるのは来年度の入学者からとなります。

次に、イの世帯合計収入が一定未満の場合、就学支援金の支給がされることになりまして、実質的な負担は無しになります。その下のウに書いておりますが、910万円未満の世帯に属する生徒には、授業料相当額である就学支援金が支給されるということで、910万円未満の世帯に属する生徒には、授業料無償化のときと同じく実質的には授業料の負担はありません。

この就学支援金制度ですが、現在、公立高等学校は授業料が無償になっておりますが、 私学にはこの就学支援金制度での支援がなされております。今回、法律の見直しにより 公立高校の授業料無償制はなくなり、公立も私学と同じ就学支援制度に一本化されるこ とになります。また、就学支援金が支給されるにあたっては、世帯所得が910万円未 満かどうかの判定が必要になりますので、生徒・保護者は、就学支援金支給対象世帯か どうかの認定を受ける必要があります。そのために、生徒・保護者には所得証明を添付 した申請書を提出していただく必要があり、県もその認定審査の事務をしなければなら なくなります。

ウの「所得制限の基準額は年収9 1 0 万円の見込み」ということです。この額は法律ではなく政令で定められます。また、9 1 0 万円の額は、両親と子ども 2 人の家庭という一定のモデルでして、世帯の構成の人数等により就学支援対象世帯かどうかの所得額が変わってきます。そして、この就学支援金制度は、県が授業料を徴収することが前提になりますので、県は、授業料を徴収する旨、県条例の改正が必要になってきます。ちなみに、この就学支援金給付のプロセスですが、国から就学支援金が県に交付され、県は対象生徒に交付しますが、実際のお金の流れは、県が生徒に交付するときに、その生徒に代わり県が代理受領して、その生徒の授業料に振り替えるという流れになります。

次に、(2)の所得制限によって捻出される財源による以下の施策の実施ということで、財務省等の協議が未了というのは、8月下旬の国の概算要求では、事務事業の内容は具体的に示されておらず、事項要求となっておりました。それは、授業料の無償制の

見直しについて、実施時期等について地方と調整中であったためですが、現在、法案も提出され、制度の詳細が文科省から知らされつつあります。ただ、財務省との予算折衝での決着というような説明を受けている内容のものです。ア、低所得者支援のためのいわゆる給付による奨学金の創設ということで、250万円以下の世帯につきましては、国が3分の1補助をするということで、奨学金を給付するという形の事業を創設します。イ、公私間格差を縮小し、私立に対する支援の拡充ということで、就学支援金の拡充が私立に対してされます。ウ、支援対象の拡大ということで、海外や在外教育施設についても支援は拡大されます。エ、特別支援学校の生徒への就学奨励費の拡充がなされます。

(3)施行時期は、26年4月からとなります。

4「今後の方針」です。法案も審議中で可決されたわけではなく、県も条例改正の提案まで至っていない状況ですので、国の動向を注視するということで、(1)から(3)の措置を講じていこうと思っています。(1)は三重県立高等学校条例及び関連規定の改正です。これは高等学校条例を授業料徴収とする改正と、所得審査事務がありますので、その所得審査事務が確定しないと授業料を払っていただく人がどの生徒かということも決定しませんので、第1回目の授業料の納付時期をいつにするかということ。それから、授業料を何回に分けて払っていただくかということについては条例事項ですので、そういうことを決めていく必要があると思っております。(2)の平成26年度当初予算への必要経費の計上ですが、先ほど言いました就学支援金、県を通して生徒に給付する額、給付型奨学金の創設の額、あと、事務経費が必要かと思っております。(3)として、このようなことを検討し、詳細を詰めていくにあたっては、学校とのワーキンググループを持っておりますので、具体的に内容を詰めていきたいと思っております。

資料の4ページをご覧ください。これが現行制度です。公立高校の授業料無償制と私立に対する高等学校就学支援金です。私立高校が真ん中にあり、その下に公立高校があります。公立高校を見ていただきますと、縦軸に118,800円ということで、これが9,900円の12ヶ月分です。現在の授業料の標準額は、授業料が不徴収になっているのがこの図です。私立学校は縦軸に118,800円、公立と同じ額で就学支援金がいっております。それから、その縦軸の237,600円、これは250万円以下の世帯の生徒さんについては、118,800円の2倍の額が加算されております。350万円未満のところは、その就学支援金118,800円の1.5倍、59,400円が加算されています。この縦軸の上のほうを見ていただくと、私学の授業料の平均が378,624円となっております。これに新制度ではまた拡充がされるということです。

2ページをご覧ください。これが今回、国会審議中の公立高等学校に係る授業料の一部を改正する法律案です。「趣旨」は、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、授業料に充てるための高等学校等就学支援金の支給について、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設ける。」ということになっています。

その下の「概要」です。「1.公立高等学校と私立高等学校等の制度の一本化」ということで、この不徴収をやめて公立も私立高等学校と一本化するという内容を書いております。「2.所得制限の導入」ということです。「3.経過措置」ということで、引き続き高等学校等に在学する者、現在の1年生、2年生については、従前の制度が適用されるということ。「4.その他」、一番下に施行期日が平成26年4月1日と書いて

おります。

次の3ページですが、これは自民党と公明党の政調会長同士で8月27日にこの見直 しに関する確認書が結ばれ、これに基づいて現在の取組状況があるということです。

資料は以上ですが、10月7日に県議会の教育警察常任委員会が開催され、そのときに授業料無償制についても意見がございました。簡単にご紹介させていただきます。3点ほどありまして、1点目が授業料を徴収する生徒と徴収しない生徒が同じクラスで混在することになるので、そのことが原因で、クラスで動揺やいじめにつながることがないよう、細心の配慮を求める意見が一つございました。2点目が、所得審査の申請を忘れるとか、申請が必要であることを知らずに申請できない者、申請しないと授業料がかかることになりますので、そういうことが発生しないように丁寧な周知を行う必要があるという意見。3点目は、急にお父さんの収入が減ったなど家計急変に対応できるものかという制度の検討を求める意見がございました。

910万円未満の世帯かどうかの所得の審査について、4月から6月分の授業料相当の就学支援金の対象であるかどうかというのは、前年度の所得証明が4月から6月の間は出ておりませんので、前々年度の所得の証明をもって4月から6月の就学支援金の対象であるかどうかということを審査します。6月に前年度の所得証明が市役所や町役場で出ますので、7月から翌年の6月までの対象かどうかは、前年度の所得で判定するという制度になっております。当該年度で何らかの原因で急に所得が下がっても、当該年度は就学支援の対象にならない制度になっております。これについては、国のほうでも家計急変に対応する補助金をつくるということも聞いておりますので、現在、制度の詳細の情報収集に努めているところです。

説明は以上です。このような意見も踏まえて対応していきたいと考えております。

【質疑】

委員長

報告1についてはいかがでしょうか。

丹保委員

低所得者の支援があるのは非常に良いことだと思いますが、まだ、前提として所得の 把握が実際は完全に行われてないんですね。そういう中でこういうことが行われると問 題が残っているということ。こんなことを言っても非常に難しい問題で簡単にはいかな いので、現時点ではやむを得ないと思いますが、そういうのを前提に考えなきゃいけな いので、所得をどのように国として完全に把握するかは大問題だと思います。

もう一つは、例えば特別支援学校の生徒への拡充と書いてありますが、これは所得制限をするのですか。

予算経理課長

これは所得制限ではなく、現在も就学奨励費が出ておりますので、その拡充を、特に 特別支援学校の高等部の通学支援は、小中の支援割合が現行高くいっておりますので、 小中と同じように、2分の1ぐらいにもっていきたいというように聞いております。

丹保委員

ここで所得制限をしないということは、別の考え方ということですか。

予算経理課長

制度は別になります。所得制限といいますか、生活保護世帯や、そういうのに準じる 世帯という前提はありますが、そういう前提のもとのお子さんについては、就学奨励費 が現在、支給されていますので、それについて拡充がされることになります。

丹保委員

もう一つは、事務処理経費などは。

予算経理課長

公立高等学校無償制への所得制限の導入で生徒に対する支援金、これは法律に基づいて国の制度を地方に入れるということですので、これについては、国のほうで一定の事務費等を支援していただけるということですが、どれだけ支援していただけるかは、まだ詳細は聞いておりません。就学のための給付金については、3分の1補助とご説明させていただきましたが、これはそういう意味では地方の事務となりますので、事務費は県で面倒を見る形になります。

それから、先ほどの所得の把握のことですが、これは言われるとおり、確かに確実な 所得を国の制度でどう掌握するかですが、この就学奨励費をいただくにあたっては申請 をしなくてはならないということで、必ず所得証明を出す必要がありますので、現在、 所得を申告していなくても、所得がないことを証明することが必要になってきますので、 そういう意味ではそういう場において所得が把握される場合もあると思っています。

委員長

他にはいかがでしょうか。

実際、平成21年までは徴収していたわけだから、基本的にはそこに戻るという考え 方でいいですか。そのときに今回、所得制限を設けるので、そこで線引きをする作業が 新たに発生するということですね。それはどれぐらいの作業量になりそうですか。

予算経理課長

元々母数がどれぐらいかということですが、それが国から三重県の率を聞いておるのが、三重県は910万円以上の世帯は26.1%ぐらい。全国的には22%ぐらいですが、三重県はそう聞いております。それだけの生徒さんですので、8割ぐらいの申請がおそらく1学年で、来年は1学年だけ出てくる分ですが、3学年、来年再来年の満了になりますと、全校生徒の8割がこういう申請を出してきますので、それをいちいち所得証明を付けていただいて、形式が整っているかどうかということとともに、所得の認定が本当に910万円以下かという作業をしなくてはなりません。

委員長

かなりの作業量、事務量であることは確かですね。

予算経理課長

そういう作業は割に単純かもわかりませが、数が多いとは思っております。

教育長

単純ではないですね。また外国人生徒の場合は、書類を出さなければ免除されないことをどれだけ理解してもらえるか、ということになります。

予算経理課長

一番難しいのが申請をきちっとしてくれるかどうかというところです。中には日本の

申請様式自体をよく理解されない方もおみえになるかもわかりませんし、そのような方 たちに丁寧に説明をして手続きをしていただく必要があります。

教育長

申請を出すほうもしっかりしてもらわないといけないし、受けとる側も同様です。また県立高校でやるのか、あるいは事務局で一括してやるのかという問題もあります。先ほど課長が言いましたように、事務費をある程度もらわないといけないという話です。 今度は国の会検が入りますので、審査漏れがあると問題です。

予算経理課長

国費ということもありますので、そういう意味では、世帯によって収入の見方をどうするかとか、中退していくとか、退学をどうするかとか、また、単位制については授業料の取り方が単位ごとになりますので、それにどう対応するとか、きめ細かい対応が必要となってきますので、そういう細かい対応とともに一定の期間で認定するという事務がありますので、4月、5月、6月分は大体7月までには終わらなければなりませんし、それ以後の分については、また8月か9月ぐらいまでに終わらなければならないというある一定の期間が制限されておりますので、そこに多くの事務量が発生することになります。

教育長

審査の結果で、もし免除されなかったら2ヶ月分や3ヶ月分をまとめて払わなければならない子も出てきます。申請するほう、受けとる側、それでもし滞納や焦げ付きが出たときにどうしていくかということも考える必要があります。

丹保委員

事務量の経費はどのぐらいかかるんですかね。それで、減らした分とあまり変わらなかったら意味がないですね。そこまではいかないですか。

予算経理課長

元々の額自体が予算額、国でいいますと4千億円近くありますので、それの22%分を減らして新たなものにもっていくということですので、事務経費を引いても、それは 当然ながら新たなサービスの財源になります。

丹保委員

事務経費をそこからたくさんもらわないと合わないですね。

予算経理課長

県としてはそうです。

丹保委員

今みたいなことを多分知らない人が多いので、現場の人しか分からないですよ。それはやっぱり文科省なり財務省なりにきちっと言わないと、かえって混乱して自民党政権おかしくなりますよ。またクレームがつきますよということを言わないと動かないんじゃないですかね。

予算経理課長

言われるとおり、国につきましては、教育委員会独自でも要望しますし、全国の知事会や全国的な組織でもそのようなお願いをしております。

丹保委員

ぜひ混乱がないように。

委員長

大分込み入った仕組みになりそうですね。

予算経理課長

もう少し時間があればいいですが、来年の4月からということで、そういった意味でなかなかタイトな状況になっております。

委員長

質問ですが、公立学校の場合は生徒に交付するけれども、県が代理して受領するわけですね。私学の場合はどうなるんですか。

予算経理課長

私学も同じです。

委員長

私学も同じですか。本人にいったんいくことはなくて。

予算経理課長

一応授業料を徴収するのが前提になっておりますので、県としてはその債権を持って おり、国からもらったのを振り替えるということです。

委員長

他には何かございますか。大変な状況になる可能性はあることは認識をさせていただきました。議会からのご意見もありますので、スムーズな事務執行を心掛けてくださいとしか言いようがないですね。

ただ、議会がおっしゃっているように申請のための周知というのは、これはいくらしてもだめなときはだめですね、申請主義なので。ということをあまり言ってはいけないんでしょうが、申請主義というのはそういうものなんですね。受け取りたくない自由もあるというのが申請主義ですが。

予算経理課長

今回も場合は、申請していただかないと授業料を徴収する対象になります。ですから、 そういう対象の皆さんは出していただくということで、学校のほうは非常にそういうと ころで手間がかかるとは思います。

委員長

線引きの9 1 0 万円が分からないときに、あなた早く出しなさいというのは、人によってはえらく失礼だという話になるわけでしょう。

予算経理課長

そういう場合も考えられます。実際に出して申請したけれども対象にならなかった場合もありますので、原則は申請ということになります。

委員長

本当にいろいろ大変そうですが、報告1は了承いたしました。

教育総務課長

授業料無償制の説明の中で一部修正がございますので、予算経理課長から修正させていただきます。

予算経理課長

先ほど無償制のときに、特別支援学校の生徒への就学奨励費の現在の制度についてということで、私、生活保護、要保護が対象と言いましたが、係数で段階が決まっていまして、その係数を出すにあたっては、分母に需要額といいますか、どれだけその家庭に生活費が必要かというのを分母にしまして、その需要額は生活保護基準を適用した需要額ですが、分母に需要額、分子に収入額を置いて、それの率によって1.5未満、1.5以上2.5未満、2.5以上ということで3段階に分かれております。結局は1.5未満から2.5以上ですので、全世帯が一応なんらかの対象になることになっております。全世帯が対象となるということでしたので、申し訳ございません。その制度の説明を修正させていただきます。

教育長

徴収のときに、所得控除に振り替えてやるので、特別支援学校は、元々授業料は払ってなかったので、所得控除の部分だけが損をしているという話だったと思いますが。徴収のときのいきさつは。

予算経理課長

授業料無償制は保護者負担の軽減が目的でしたが、特別支援学校は元々授業料を取っておりませんので、その恩恵に預かれなかったということなのに、税制改正で特別扶養控除がなくなりさらに増税になっておりますので、かえって特別支援学校のお子さんをお持ちの方は、負の面が出てしまったということになります。

教育長

税金控除がなくなる分、どこで補塡してくれるかという話がずっとあったと思います。 予算経理課長

それでその分はきちんと手当しなくてはならないという話が従来からありまして、今回このようになったということでございます。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

議案第30号 平成25年度三重県一般会計補正予算(第6号)について (非公開)

予算経理課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第31号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり 可決する。

・審議事項

議案第32号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (非公開) 福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案ど おり可決する。

・審議事項

議案第33号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

(非公開)

福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第34号 三重県立美術館条例及び斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例 (非公開)

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告 2 平成 2 6 年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について (非公開) 教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。